

## 将来課題検討WGの状況報告

○これまでに全1回にわたり将来課題検討WGを開催。対応状況は以下のとおり。

### ➤ 第1回（令和2年5月）

- ・米国、英国等のサブオービタル飛行関連の法整備が進んでいる  
諸外国の対応状況について、有識者から関係者へ共有

#### ◎米国：Commercial Space Launch Act（商業打上げ法）

打上げライセンス（mission specific licenseまたはoperator license）、  
射場ライセンス（license to operate a launch site）等の制度が規定

#### ◎英国：Space Industry Act 2018（宇宙産業法）※成立しているものの未施行

運用者許可（operator license）、  
スペースポート許可（spaceport license）等の制度が規定

- ・今後、各国・国際機関の対応状況を調査するにあたり、  
政府機関を中心に役割分担を決めて実施する方針となった

### <参考情報>

調査を予定している各国・国際機関の一例（調査対象国・国際機関は検討中）

- ・各国：米国、英国

- ・国際機関：国際民間航空機関（ICAO）、国連宇宙部（UNOOSA）